

議 第 四 号

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条第六項及び第七項並びに仙台市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和五年三月十四日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 橋 本 啓 一

仙台市議会議長
赤間 次彦 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第三号2中「子供未来局」を「こども若者局」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

仙台市事務分掌条例の改正にあわせ、常任委員会の所管を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。